

## アイヌ民族に係る森林管理認証に関するQ and A

2018 年11月 1 日

### <想定問>

(アイヌ民族に係る森林管理認証手順)

(SGEC 運用文書「3」-1「SGEC 文書3」の「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順)

問1 アイヌの人々に対するFPICを確保しているかどうかを確認するために、森林管理者は、具体的にどのようにアイヌの人々又はその地域組織をステークホルダーとしてどのように特定するのか？

問2 ステークホルダーとして特定されたアイヌの人々又はその地域組織に対して、森林管理者はFPICを確保するために具体的にどのように森林管理計画の説明等を行うのか？

問3 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織が特定されない場合には、FPICを確保するために具体的にどのように対応すれば良いのか？

## アイヌ民族に係る森林管理認証に関するQ and A

### <想定問答>

問1 アイヌの人々に対するFPICを確保しているかどうかを確認するために、森林管理者は、具体的にどのようにアイヌの人々又はその地域組織をステークホルダーとどのように特定するのか？

#### (回答)

森林管理者は、当該地域に居住するアイヌの人々（以下「居住者」という。）又はその者が組織する組織（以下「地域組織」という。）については、公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会した上で、次の手順に基づき実施し、可能な限り把握するように努め、ステークホルダーとして特定しなければならない。

（参照文書：「SGEC 運用文書「3」-1 の 2の（1）」）

- (1) 当該地域に居住するアイヌの人々の「地域組織」を特定することが出来る場合には、その「地域組織」をアイヌの人々のステークホルダーとして特定すること。
- (2) 前項「(1)」の「地域組織」としては特定できないが、同地域に居住するアイヌの「居住者」として特定できる場合には、その「居住者」をアイヌの人々のステークホルダーとして特定すること。
- (3) 前「(1)」及び「(2)」で規定するアイヌの人々のステークホルダーについて関係団体及び市町村に照会してもなお特定できない場合には、その経過を記録し保管しておくこと。

問2 ステークホルダーとして特定されたアイヌの人々又はその地域組織に対してFPICを確保するために、森林管理者は、具体的にどのように森林管理計画の説明等を行うのか？

#### (回答)

- (1) 森林管理者は、「問1の回答内容」に基づき特定されたアイヌの人々のステークホルダーに対しては、説明会又は通信手段によって、「森林管理計画の区域」、「人工林、天然林等の森林内容」及び「立木伐採や林道開設の方針、留意事項」等の森林管理計画について説明し、当該ステークホルダーの意見及び要望を確認

し、必要な場合には協議を行わなければならない。この場合、森林管理の実行に当たっては、次の事項について十分配慮しなければならない。

- ① 当該森林内における狩猟並びに染料、原料及び食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。
- ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。
- ③ その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

(2) 前「(1)」のアイヌの人々のステークホルダーとの協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求め、又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が適正かつ公正にまとまるよう努めなければならない。

(3) 前「(1)及び(2)」のアイヌの人々のステークホルダーとの協議について、その内容及び経緯を書面に記録し、保存しなければならない。また、必要に応じて、双方が確認した書面を作成しなければならない。

(参照文書：「SGEC 運用文書「3」-1の2」)

**問3 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織が特定されない場合には、FPICを確保するために具体的にどのように対応すれば良いか？**

**(回答)**

森林管理者は、アイヌの人々のステークホルダーが特定できない場合には、森林管理区域が所在する市町村に対して、「問2の回答内容」に基づき森林管理計画等を説明し、地域住民が行政を通じて森林管理計画を知ることができるように努めなければならない。

この場合、当該市町村を通じて、該当するアイヌの人々のステークホルダーとして特定される「地域組織」若しくは「居住者」が確認された場合に、その者から、当該森林管理計画の説明が求められ、その意見及び要望が提出された場合には、「問2の回答内容」に基づき適切に対応しなければならない。

(参照文書：「SGEC 運用文書「3」-1の2の(2)」)

なお、市町村への説明経過などについては、記録しておくこと。

＜参照文書＞

SGEC 運用文書「3」-1

「SGEC 文書3」の「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査手順（抜粋）

2 認証審査手順

「基準5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査においては、森林管理者がアイヌの人々のFPICを確保しているかを確認するため、以下の項目について審査する。

- (1) 森林管理者は、当該管理地域に所在するアイヌの人々又はその地域組織等をステークホルダー（利害関係者）として特定していること。ステークホルダーの特定に当たっては、公益社団法人北海道アイヌ協会等の関係団体及び関係市町村に照会する等、必要な調査をしていること。
- (2) 森林管理者は、前項で特定されたステークホルダーに対し、説明会又は通信手段等により、認証を取得する森林に係る森林管理計画（立木の伐採、林道開設等の計画）について説明し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議していること。ステークホルダーを特定できなかった場合、森林管理者は、森林管理区域が所在する市町村に森林管理計画を説明し、地域住民が行政をとおして森林管理計画を知ることができるように努めていること。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たり、以下の事項について十分に配慮していること。
  - ① 当該森林内における狩猟並びに染料、原料及び食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。
  - ② 当該森林内におけるチノミシリ（祈りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。
  - ③ その他、当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

＜参考資料＞ 北海道教育委員会

- ・ 国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
  - ・ アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
  - ・ アイヌ民族の遺跡リスト
  - ・ (2) の配慮事項に関連するその他のアイヌ関係資料
- (2) 前項の協議がまとまらない場合、市町村等の関係機関に助言等を求め、又は必要に応じて現地調査及び文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が適正かつ公正にまとまるよう努めていること。
  - (4) 森林管理者は、アイヌの人々又はその地域組織等との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存していること。また、必要に応じて、双方が確認した書面を作成していること。